

平成29年（行ウ）第56号年金減額処分取消請求事件

原告 加藤郁子 外254名

被告 国

## 原告意見陳述書

2017（平成29）年5月24日

東京地方裁判所第2民事部 御中

原告番号 38

加藤郁子

1 私は原告として、30年にわたる年金引下げ反対の意見を述べます。

年金の特例水準を解消して、3年間で2.5%を削減することを定める平成24年改正法は多くの国民のことを無視して成立した法律です。

私は強い憤りの中で、行政不服審査請求、再審査請求を行いました。これらの請求は「法律で決定している」ことだから「請求の理由は単なる文句を言っているに過ぎない」として却下されました。

私は裁判官に年金に対するこれまでの闘いを述べさせていただきます。

2 私は幼少より体が悪く、入退院を繰り返し、何回かの手術の後で片肺を失いました。22歳の春でした。

苦しい矯正などを受け、やっと医師に「これでどこでも働ける体になった。」と言われ、社会復帰しましたけれど、私を雇ってくれるところはどこにもありませんでした。

失意の4年間を過ごし、公営ギャンブル場なら健康診断が無いと聞かされ、私はその話に飛びつきました。そうやってやっと就職したのが、当時、調布市が開催していた平和島競艇場でした。

3 やっと就職した競艇場は、組合もなく、劣悪な労働条件でした。

雇用形態も日々雇用の臨時従業員、いわゆる日雇い労働者でした。

保険は日雇い保険で、月に印紙を15枚貼ってもらって、ようやく次の月に医療機関にかかれるというものでした。

政府管掌保険が欲しい、年金保険を収めたい、この一心で、私は組合を作ることになりました。

以前に組合を作ろうとしたけれど挫折した、という仲間と共に、私は1000人の組合員を組織して組合を作りました。

組合を作りましたが、雇用形態が日雇い扱いだったので、なかなか正規労働者と同じ保険に入ることができませんでした。

労働基準監督署も、まず、雇用形態を直して、普通の会社と同じ労働条件を勝ち取らないといけない、と助言してくれました。

そこで、私は、組合の仲間と協力しながら、更に組合員を増やし、府中市と掛け合って雇用形態を日雇いから常勤に変えさせ、ごく普通の会社と同じ労働条件を勝ち取っていきました。

最後に残ったのが一番欲しかった政府管掌保険と年金保険でした。

あらゆる役所や友誼団体を尋ね、当局との交渉を重ねて、ついに当局から、政府管掌保険に入り、年金保険もかけるとの回答を引き出しました。

ここに至るまで、私が組合を作ってから、およそ30年が経過していました。

当局から回答を引き出すまで、何日も徹夜交渉を重ねて、やっと回答を引き出した翌朝の早朝集会で、私は、組合員の仲間の前で大声で泣きました。組合員もみんな私の周りで泣きました。私は54歳になっていました。

この時から、私は念願の年金保険に加入することができ、その後、府中市との交渉の結果、定年退職を満65歳にしてもらって、私は、9年間の年金保険を勝ち取ったのです。

4 私は、年金を勝ち取る運動の中で、「必ず年金保険を勝ち取るから、それまで必ず国民年金のお金を払っておくようにしよう。」と、仲間たちに週1回ビラで呼びかけ続けました。

そして、「年金を払い続けるなら、老後は安心して暮らせるから頑張ろう。」とも呼びかけてきましたが、今、30年間もの年金引下げなんて、私はどの顔をして昔の仲間と会うことができるでしょうか。

5 私は命がけで年金を手にししました。年金は老後の財産です。高齢者の命綱です。憲法29条の財産権は勝手にさわったりできないはずです。

ところが、今、政府は、正当な理由もなく、私の理解と納得も得ないで、勝手に「財布の中に手を突っ込んで」私の年金を奪い去っています。

命がけで年金を手にしたのは、私だけではありません。

今回、年金の引下げは違憲だと立ち上がった原告は、みんな、決して豊かではない生活の中でなんとか年金を収め、やっとのことで、年金を手にしたのです。

特に、国民年金だけの原告は、満額で年間で僅か80万円程度しか年金をもらっていません。年額で60万円程度しかもらっていない原告もいます。

たったそれしか年金が出ないのに、そういう原告たちも生活保護を受給することはできません。

それは、生活保護を受給するためには、爪に火をともしような生活の中で、やっと蓄えた、数十万円程度の貯蓄を全て使いきるようにと言われるからです。

その数十万円の貯蓄は、私たちが自分の葬式を出してもらうために、最後に自分たちの尊厳を守るために蓄えた大切な貯蓄です。これを使いきらないと生活保護を受けられないのですから、生活保護を受けることもできません。

こんな仲間たちから、更に年金を奪っていく、今回の国の処分、平成24年法律第99号による特例水準解消を私たちは到底認めることはできません。

裁判長。私たち原告団は、どのようなことがあっても、闘い抜きます。

命がけで得た年金を減らすことはできないという私たち原告の思い、そして私たちと一緒に闘ってきた多くの仲間の思いをわかっていただいて、充実した審理をして頂けますよう、お願いします。

(以 上)